

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 県営土地改良事業計画を変更した件
○保安林の指定を解除する件

三三
三九

告示

福島県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十六項の規定により、瀬戸地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年八月五日から

同 月二十四日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

いわき市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除に係る保安林の所在場所

双葉郡双葉町大字松倉字葉ノ木谷地一九五の二、一九五の五、一九七の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（森林保全課）